

# 公益社団法人広島県薬剤師会資産運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会の資産の運用指針、運用手続き等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

## (資産の区分)

第2条 運用の対象とする資産の区分は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 特定資産

## (資産運用責任者)

第3条 資産運用責任者は、会長とする。

2 会長は、資産の運用に関し、担当副会長を指名してこれに当たらせることができる。

## (基本方針)

第4条 基本財産は、元本返還が確実な方法で運用を行う。

2 運用の財産は、元本返還の確実性が高く、かつ高い運用益が得られる方法で運用を行う。

## (運用対象)

第5条 運用対象は、資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 基本財産
  - ア 定期預金
  - イ 元本保証の金銭の信託
  - ウ 日本国国債
- (2) 特定資産
  - ア 定期預金
  - イ 元本保証の金銭の信託
  - ウ 日本国国債、地方債、政府保証債

2 会長は、前項の規定にかかわらず、安全性、確実性、運用益等を勘案してより適正な商品と認められるものがあるときは、事前に理事会の議決後、前項に掲げる運用対象外の商品に運用することができる。

## (運用手続)

第6条 資産運用担当副会長は、運用に当たっては、事務局長に關係商品の調査をさせ、常務理事会で協議を経た後、關係書類を添付して会長の決裁を受けなければならない。

2 運用にかかる商品が満期に至り、引き続き同種の商品で運用を行う場合にも、第1項の規定に準じて事務処理を行わなければならない。

3 運用にかかる商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときには、資産運用担当副会長は速やかに会長と協議をし、適切な処置を講じなければならない。

## (運用状況の報告)

第7条 資産運用担当副会長は、資産の運用状況について、定期的に会長に報告するものとする。

## (金融機関の調査)

第8条 資産運用担当副会長は、市中金融機関に対し必要に応じて、当該金融機関にかかる自己資本比率、資金量、貸付資産に対する貸倒引当率、その他必要な事項について情報の収集及び調査を行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年5月10日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年3月10日に制定し、平成28年4月1日から施行する。
2. 社団法人広島県薬剤師会資産運用規程は廃止する。